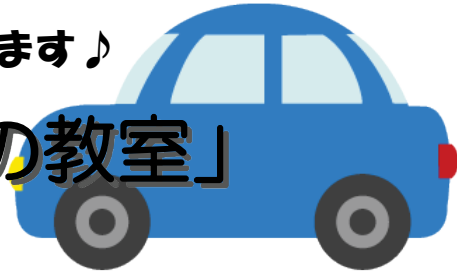


ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

減価償却資産について②



皆様こんにちは。前回に引き続き減価償却資産について確認していききたいと思います。前回は、減価償却資産がこういった資産なのか、どのように経費となるのかを簡単に確認しました。今回は、具体的な計算方法を確認していききたいと思います。

『例』

○1年1月に個人事業主であるAさんが、事業で使用するために新車の自動車を6,000,000円でディーラーから購入しました。(決算日・12月31日、耐用年数・6年、償却方法・定額法)

この場合○1年度に、いくら金額が経費として処理できるかを確認します。

まず車両を購入した際には6,000,000円が一括で経費にはできません。そこで減価償却という方法で耐用年数(今回の場合6年)にわたって経費として処理していきます。

耐用年数とは、その資産が使用できるであろう可能年数をいいます。(国税庁のホームページにどの資産は何年が耐用年数か記載されています。また、新車と中古車でも年数が違ってきます。)

償却方法は、減価償却資産を、いくらその年に経費として処理できるかを計算する方法の事で、代表的な償却方法は、『定額法』と『定率法』になります。

上記の例を『定額法』で計算する場合、『6,000,000円(取得原価)÷6年(耐用年数)=1,000,000円(その年に経費となる金額)』となり、1,000,000円が○1年度の経費として処理されます。定額法は、毎期一定額を経費として処理していく計算方法になります。毎期1,000,000円ずつ経費として処理されますので、6年経過後の○6年の12月には6,000,000円が経費として処理されたこととなります。

また、減価償却資産を経費として処理する科目が『減価償却費』という科目になります。車両等を事業で購入した方は申告書類等を確認してみてくださいね。

今回は、もう一つの方法である『定率法』の償却方法等を確認していききたいと思います。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL: 052-912-2180 FAX: 052-912-2182 携帯番号: 090-6480-7933

mail: rilief@shimada.ne.jp 携帯mail: b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

住所 _____

電話 _____

メール _____

【相談内容】